

第75回“社会を明るくする運動”

～犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ～

作文コンテスト実施要綱

1 趣 旨

“社会を明るくする運動”は、すべての国民が、犯罪や非行の防止と犯罪や非行をした人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない安全で安心な明るい地域社会を築くための全国的な運動です。昭和26年に始まり、今回で第75回を迎えます。

本作文コンテストは、次代を担う全国の小・中学生の皆さんに、日常の家庭生活や学校生活の中で体験したことを基に、犯罪・非行のない地域社会づくりや犯罪・非行をした人の立ち直りについて考えたことを作文に書くことを通じ、本運動に対する理解を深めてもらうことを目的としています。

なお、本作文コンテストは、第43回“社会を明るくする運動”（平成5年）から始まり、今回で33回目となります。

2 主 催

第75回“社会を明るくする運動”神奈川県推進委員会

3 後 援（予定）

神奈川県、神奈川県教育委員会、神奈川県公立小学校長会、神奈川県公立中学校長会、神奈川県公立中学校教育研究会国語科部会、神奈川県私立小学校協会、神奈川県私立中学高等学校協会、神奈川県PTA協議会、神奈川県保護司会連合会、更生保護法人神奈川県更生保護協会、神奈川県更生保護事業連盟、神奈川県更生保護女性連盟、神奈川県BBS連盟、認定NPO法人神奈川県就労支援事業者機構

4 応募規定

(1) 対象

神奈川県下の小学校、中学校に在学する児童・生徒（義務教育学校、中等教育学校の前期課程、特別支援学校の小学部及び中学部に在学する者並びに外国人学校に在学する者で小学生及び中学生に準ずる生徒を含む）

(2) テーマ

“社会を明るくする運動”の趣旨を踏まえ、日常の家庭生活や学校生活の中で体験したことを基に、犯罪・非行のない地域社会づくりや犯罪・非行をした人の立ち直りについて考えたことなどを題材としたものとします。

(3) 原稿の枚数、様式

ア 400字詰め原稿用紙3～5枚程度

イ 応募する作文については、手書き、パソコン等で作成したものいずれも可

(4) その他

ア 応募作品は、他の作文コンテスト等への応募作品又は応募予定作品を除く自作・未発表のものに限ります。ただし、応募者の持つ様々な特性に応じた合理的配慮については、これを十分に行います。

イ 生成AIを利用して作成したものを自己の作品として提出することはできません。

ウ 応募に当たっては、氏名（ふりがな）、学校名、学年、作品名を明記してください。

エ 上記規定に沿わない作品については、審査対象外となることがありますので御留意ください。

5 応募先及び応募締切日

各学校は、それぞれの地域にある“社会を明るくする運動”地区推進委員会事務局宛て（別紙一覧表）に、各地区推進委員会の定める締切日までに、送付してください。

※ 締切日は、各地区推進委員会によって異なります。詳しくは、各地区推進委員会事務局までお問い合わせください。

6 推薦方法及び推薦締切日

各地区推進委員会は、各学校から送付された作品を取りまとめ、優秀な作品を選定し、小学生・中学生の別に、下表に定める応募数に応じた推薦数の範囲内で、推薦してください。

推薦する作品は、令和7年9月中旬までに“社会を明るくする運動”神奈川県推進委員会宛て提出してください。具体的な提出期限は、別途、各地区推進委員会に連絡します。

(表) 応募数に応じた推薦数の範囲

小学生・中学生の別に、下表のと通りの推薦数とする。

応募数	推薦数
1点～ 50点	2点
51点～ 100点	4点
101点～ 200点	6点
201点以上	10点

7 表 彰

(1) 審査員（予定）

神奈川県教育関係者、横浜保護観察所長、神奈川県保護司会連合会長、神奈川県更生保護女性連盟会長等

(2) 優秀賞

神奈川県推進委員会委員長賞（小学生・中学生各1点）

神奈川県公立小学校長会長賞（小学生1点）

神奈川県公立中学校長会長賞（中学生1点）

神奈川県PTA協議会会長賞（小学生・中学生各1点）

横浜保護観察所長賞 //

神奈川県保護司会連合会長賞 //

神奈川県更生保護協会理事長賞 //

神奈川県更生保護事業連盟会長賞 //

神奈川県更生保護女性連盟会長賞 //

神奈川県BBS連盟会長賞 //

神奈川県就労支援事業者機構会長賞 //

(3) 審査結果の連絡

入賞者に対しては、在籍する学校を通じて連絡し、表彰式を行い、表彰状及び記念品を贈呈する予定です。

なお、推薦のあった地区推進委員会に対しては、令和7年12月頃までに結果を報告します。

8 その他

(1) 中央推進委員会による表彰について

県推進委員会主催の作文コンテストと並行し、中央推進委員会主催の作文コンテストが実施されます。同コンテストにおいて入賞した場合は、別途中央推進委員会により表彰されます（発表は12月頃）。

(2) 入賞作品の公表及び入賞作文集について

入賞作品に選ばれた場合は、報道機関、インターネット等による公表や、県推進委員会及び各地区推進委員会で作成する作文集に作品を掲載する場合があります。なお、県推進委員会の入賞作文集は令和8年3月に発行予定です。

(3) 応募作品の著作権等について

応募作品の著作権は、主催者に帰属するものとします。また、応募のあった作品は、原則として返却しません。

(4) 参加学校に対する特別賞について

本作文コンテストに参加する学校のうち、特に積極的な取組を行う学校は、特別賞として、中央推進委員会における表彰の対象となる可能性があります（全国で、小学校・中学校各1校まで）。

次の例を参考に、御協力いただける学校は、各地区推進委員会事務局までお問い合わせください。

<積極的な取組の例>

- ・ 児童・生徒の作品に対して担当教諭が丁寧な作文指導を行っていたり、優秀作品の朗読発表会を開催したりするなど、学校全体で本コンテストに対して積極的に取り組んでいる。
- ・ 「犯罪や非行のない地域社会づくり」や「犯罪や非行をした人の立ち直り」について考える授業を実施したり、保護司を始めとする地域の更生保護ボランティアや保護観察官を招いた特別授業を実施したりするなどして、児童・生徒に対して広く更生保護に関する学びの場を提供している。
- ・ “社会を明るくする運動” 強調月間において、生徒会があいさつ運動を実施するなど、更生保護活動への理解促進のための取組を行っている。
- ・ その他本コンテストに参加するに当たって、他の学校の取組の参考となるような独創的又は先進的な取組を行っている。

9 本コンテストに関する照会先

“社会を明るくする運動” 神奈川県推進委員会事務局

〒231-0001 横浜市中区新港1-6-1

横浜保護観察所民間活動支援班 TEL 045-201-1844

FAX 045-640-1647

メール yokohama-hogo-common@i.moj.go.jp